96.01 〃 96.18 96.19 9619.00	000	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	NO	KG
［略］		［略］		
96.20				

［略］

○財務省告示第百二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

第三十六号を第三十七号とし、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六　沖縄地区税関石垣税関支署

○財務省告示第百三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十九年度における輸入基準数量及び同年度における協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成二十九年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入基準数量
一	○・五トン
二	四・三トン
三	二八トン
四	四五、四〇〇トン
五	二、〇一二トン
六	七二二トン
七	一四トン
八	一二トン
九	五四、八三〇トン
一〇	一二、四〇二トン
一一	一七、〇二六トン
一二	七六、七一〇トン
一三	五、八六三、四一二トン
一四	一、二七二、四六六トン
一四の二	七八〇、八三四トン
一五	七六三トン
一六	一六、七八四トン
一七	一七四、八三一トン
一八	二一、五三四トン
一九	一、三一三トン
二〇	六五九トン
二一	三三、〇九〇トン

［同左］

96.01 〃 96.18 96.19 9619.00	100 200 300	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。） ―紙製、セルロースウォッディング製、セルロース繊維のウェブ製又は紡織用繊維のウォッディング製のもの ―綿製のもの ―その他のもの	NO NO NO	KG KG KG
96.20		［同左］		

［同左］

二二	五一九トン
二三	八、五六五トン
二四	七〇トン
二五	〇トン
二六	七、七七八トン
二七	二三、一四〇トン
二八	一〇トン
二九	五三二トン

二　関税暫定措置法第七条の三第一項に規定する協定対象外輸入基準数量は、平成二十九年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	協定対象外輸入基準数量
一三	五、八六三、四〇四トン
一四	七七三、五一九トン

○財務省告示第百四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号の規定に基づき、平成二十九年度における第一号に係る輸入基準数量及び同年度における第一号に係る協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る輸入基準数量は、平成二十九年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十五万二千四百五十六トン

ハ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万四千三百三十九トン

ロ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十五万二千四百五十六トン

ハ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万四千三百三十九トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十八年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十三万六百四十二トン

ロ　平成二十八年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十八万千五百六十九トン

ハ　平成二十八年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十六万千四百八十四トン